

生駒市教育委員会規則第6号

生駒市教育委員会事務局組織規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年6月28日

生駒市教育委員会委員長 中井 公人

生駒市教育委員会事務局組織規則等の一部を改正する規則

(生駒市教育委員会事務局組織規則の一部改正)

第1条 生駒市教育委員会事務局組織規則(平成2年4月生駒市教育委員会規則第5号)の一部を次のように改正する。

第2条の表中

施設管理課	(中央公民館)	施設運営係 地区公民館係	を
	(芸術会館)		
	(南コミュニティセンター)	管理係	
	(北コミュニティセンター)	管理係	
図書会館		管理係 図書係 図書館南分館係 図書館北分館係 中央公民館図書室係	」

施設管理課		施設管理係	に
図書館		図書係 たけまるホール 図書室係 鹿ノ台図書室係	
	図書館南分館	図書係	
	図書館北分館	図書係	

改める。

第8条第1項中「図書会館」を「図書館」に、「会館長」を「館長」に改める。

第10条第1項を次のように改める。

図書館南分館及び図書館北分館に施設長として分館長を置く。

第10条第2項中「館長」を「分館長」に改め、同条第3項中「図書会館」

を「図書館」に、「副会館長」を「副館長」に改める。

第12条第1項中「（芸術会館にあっては、係長を置くことができる。）」を削る。

第14条第6項中「（施設管理課にあっては、館長）」を削る。

別表の2の表生涯学習課の部事業推進係の項第3号を削り、同表施設管理課の部及び図書館の部を次のように改める。

施設管理課	施設管理係	(1) 生涯学習施設(生駒市コミュニティセンターを除く。)の維持管理に関する事 務。
図書館	図書係	(1) 生駒市図書館(分館に係るものを除く。)に係る次に掲げる事務 ア 図書館の資料の収集、整理及び活用に関する事 務。 イ 図書館の事業の企画及び運営に関する事 務。 ウ その他図書館の運営及び管理に関する事 務。 エ 分館等との連絡調整に関する事 務。
	たけまるホール図書係	(1) たけまるホール図書室に係る次に掲げる事務 ア 図書室の資料の収集、整理及び活用に関する事 務。 イ 図書室の事業の企画及び運営に関する事 務。 ウ その他図書室の運営及び管理に関する事 務。
	鹿ノ台図書室係	(1) 鹿ノ台図書室に係る次に掲げる事務 ア 図書室の資料の収集、整理及び活用に関する事 務。 イ 図書室の事業の企画及び運営に関する事 務。 ウ その他図書室の運営及び管理に関する事 務。
	図書館南分館	図書係

	図書館北分館	図書係	(1) 生駒市図書館北分館に係る次に掲げる事務 ア 図書館の資料の収集、整理及び活用に関すること。 イ 図書館の事業の企画及び運営に関すること。 ウ その他図書館の運営及び管理に関すること。
--	--------	-----	--

(生駒市教育委員会事務局事務決裁規則の一部改正)

第2条 生駒市教育委員会事務局事務決裁規則（昭和56年7月生駒市教育委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

第2条第4号中「旅行」を「出張、病気」に改める。

第9条第2号中「次条第1号」を「第10条第1号」に改め、同条の次に次の1条を加える。

(施設管理課長の専決事項)

第9条の2 施設管理課長が専決できる事項は、次のとおりとする。

- (1) 生涯学習施設（生駒市コミュニティセンターを除く。次号において同じ。）の使用許可に関すること。
- (2) 生涯学習施設の休館日及び使用時間の変更に関すること。
- (3) やまびこホールの使用料の徴収及び還付に関すること。

第10条中第4号を削り、第5号を第4号とする。

第11条（見出しを含む。）中「図書会館長」を「図書館長」に改め、同条中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号を第2号とし、第4号を削る。

第12条の2の見出し中「中央公民館長、芸術会館長、南コミュニティセンター館長及び北コミュニティセンター館長」を「図書館南分館長及び図書館北分館長」に改め、同条中「中央公民館長、芸術会館長、南コミュニティセンター館長及び北コミュニティセンター館長」を「図書館南分館長及び図書館北分館長」に、「第11条」を「第11条第2項」に改める。

(生駒市教育委員会公印規則の一部改正)

第3条 生駒市教育委員会公印規則（昭和56年7月生駒市教育委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

別表第1中

教育委員会教育長印	7	てん書	縦横21mm	公民館使用許可専用	中央公民館長	を
教育委員会教育長印	8	てん書	縦横21mm	図書館使用許可専用	図書館長	

削除	7	削除					に、
削除	8	削除					

中央公民館長印	11	てん書	縦横21mm	一般公印	中央公民館長	を
図書館長印	12	てん書	縦横21mm	一般公印	図書館長	
図書館長印	13	てん書	縦横21mm	一般公印	図書館長	

削除	11	削除					に、
図書館長印	12	てん書	縦横21mm	一般公印	図書館長		
削除	13	削除					

改める。

別表第2中

7	8	7	8	を 削除 削除 に、
生駒市教育委員会教育長之印	生駒市教育委員会教育長之印			
中央公民館専用	図書館専用			

11	11	13	13	を 削除 に改める。
生駒市中央公民館長之印	削除	生駒市図書館長之印	削除	

(生駒市教育委員会事務局職員の職の設置に関する規則の一部改正)

第4条 生駒市教育委員会事務局職員の職の設置に関する規則(昭和56年7月生駒市教育委員会規則第7号)の一部を次のように改正する。

第3条の表中「、会館長」を削り、「主幹」を「主幹、分館長」に、「副会館長」を「副館長」に改める。

附 則

この規則は、平成24年7月1日から施行する。